

(発行所) 社団法人 柏法人会  
〒277-0023 船市中央1-1-1  
☎ 04-7163-3393  
FAX 04-7166-6629  
(発行人) 会長 森和夫  
(編集) 広報委員 会津雄  
(編集責任者) 広報委員長 濱田秀雄  
(印刷所) 広報委員 中央印刷所

# 会報

■URL <http://www.kashiwahoujinkai.or.jp> ■E-mail [kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp](mailto:kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp)

説明会

平成24年度下期日程決まる  
決算期別法人・新設法人



千葉県立関宿城博物館(野田市)

「関宿城まつり」大行列

平成24年度会員増強運動始まる

会員数/千葉県39,248社 (社)柏法人会4,184社 (平成24年8月末日)

■表紙掲載

千葉県立関宿城博物館

千葉県の最北端で利根川と江戸川に分流点の「スーパードーム」にあり、平成7年11月に開館しました。

建物のうち、天守閣部分はかつての関宿城を古い記録に基づいて再現したものです。

この博物館のある野田市関宿は、近世から近代にかけて利根川水運の中継地として栄え、高瀬船や通運夫が往來して賑わいました。また徳川家康の異父弟松平康元を藩祖とする関宿藩には幕府の要職にある譜代大名が配置されました。

この博物館は「河川とふれにかかわる産業」をテーマに河川改修や水運の歴史を紹介しながら、流域の人々と川との関わりについての資料を展示しています。

また関宿城や関宿藩の歴史についても併せて展示・紹介しています。

毎年10月には今年が250回(一)関宿城まつり(一)が開催されます。関宿城ま、久次大相守正徳の大名行列、焼火行列、火筒旗発射などが行われます。

所在地 野田志開館  
三軒家 一四二丁  
電話 〇四七-一九六-一四〇〇  
開館時間 九時～十六時(二)分  
(入館は十六時まで)  
休館日 毎週月曜日(祝祭日の場合を除く)

- ・法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- ・e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(社)柏法人会と入力して下さい。

柏法人会会員

## よつば総合法律事務所の法律広場

Q (問)

取引先が売掛金の支払いをしないので差押えをしたいのですが？

A (答)

相手の状況に応じて様々な選択肢を持つことが重要です。差押えは決して簡単な手続ではありません。相手の財産をどれだけ把握できているかが重要です。

## 1 差押とは

裁判所で勝訴判決をとって、その判決に基づいて行うことが一般的です。裁判は、勝ただけでは何も意味がありません。当然ですが、裁判所がお金を支払ってくれるわけではありません。裁判に勝った上で、相手がそれでもお金を支払わない場合には差押の手続を行うことが必要です。

## 2 何が差押えできるのか？

差押えの対象としては、不動産・預貯金・売掛金・現金等があります。

## (1) 不動産の差押えの場合

個人が相手の場合には、相手の住所の不動産の権利関係は、全部事項証明書(登記簿謄本)を法務局で取得することによって把握することができます。全部事項証明書の取得は誰でも可能です。

不動産の差押の場合に注意すべきことは、担保(抵当権)や優先する税金等の差押が付いていないかどうかをきちんと全部事項証明書で確認することです。(確認するには専門家に見てもらった方がよいでしょう)

また、道路等の土地は差押えをしても金銭に換えることは難しいので差押えの意味がなくなってしまうので注意が必要です。

## (2) 預貯金の差押えの場合

現時点では、預貯金の差押えは支店名まで申立をする例が調査して裁判所に申請することが原則として必要です。銀行名のみ記載では裁判所では差押えとしての効力が認められないことがほとんどです。取引相手の預貯金口座は事前に把握しておく等の対策が必要となってきます。実際に差押えをした場合には、銀行にも預貯金が差押えされた旨の通知が届きます。

## (3) 売掛金の差押えの場合

取引先の名称や大体の入金日等の情報が差押えのためには重要となってきます。実際に差押えをした場合には、取引先にも売掛金が差押えされた旨の通知が届きます。

#### (4) 現金の場合

裁判所の執行官が現地に行って現金を差押えします。個人が相手の場合には差押えの制限がありますので、現金の差押えはうまくいかないことが多いですが、法人の場合等で多額の現金を常時取り扱う業種の場合には効果があることもあります。

### 3 差押えまでの手続は予想以上に複雑です。

以上のように、差押えをするためには、様々な手続を踏まなくてはなりません。感覚としては「2回裁判をしてやっと差押えができる」という感覚です。そのため、現在の日本の法律を前提とする限りでは、裁判所を使わずに交渉で解決する、裁判を起こしたとしても早期に裁判所で和解をする等の解決をした方が現実的な解決となることもあります。裁判・差押えという強硬手段をとった方がよいのか、それとも早期の解決をしてしまった方がよいのかという点は、基本的なことでありながら、実は結構判断が難しいことです。本当に裁判・差押えという強硬手段をとったメリットがあるかどうかという点まできちんと検討した上で、裁判を起こして確実に債権回収をしたいものです。

## 4 まとめ

- (1) 差押えは有効な場合と効果がない場合がある!
- (2) 相手の財産を把握できている場合には裁判→差押えの流れが効果的!
- (3) 相手の財産を把握できていない場合には早期の交渉での解決が効果的!  
(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 大澤一郎)

弁護士法人よつば総合法律事務所では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所 柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4階  
 TEL 04-7168-2300 (電話受付時間平日9時から18時)  
 事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/> 代表社員弁護士 大澤一郎

#### 法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者をめざす

ものの団体として

会員の積極的な

自己啓発を

支援し

納税意識の向上と

企業経営および

社会の健全な発展に

貢献します

